

松島町公共下水道ストックマネジメント計画策定業務委託

ポンプ場

〔1〕一般仕様書

第1章 総則

1.1 業務の目的

本委託業務（以下、「業務」という。）では、本仕様書に基づいて、特記仕様書に示す委託対象施設について、リスク評価を踏まえ、明確かつ具体的な施設管理目標及び長期的な改築シナリオを設定し、点検・調査計画及び修繕・改築計画を作成することを目的とする。

1.2 一般仕様書の適用範囲

業務は、本仕様書に従い施行しなければならない。ただし、特別な仕様については、特記仕様書に定める仕様に従い施行しなければならない。

1.3 費用の負担

業務の検査等に伴う必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても、原則として受注者の負担とする。

1.4 法令等の遵守

受注者は、業務の実施に当たり、関連する法令等を遵守しなければならない。

1.5 中立性の保持

受注者は、常にコンサルタントとしての中立性を保持するよう努めなければならない。

1.6 秘密の保持

受注者は、業務の遂行上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

1.7 公益の確保の義務

受注者は、業務を行うに当たっては公共の安全、環境の保全及びその他の公益を害することのないように努めなければならない。

1.8 提出書類

受注者は、業務の着手及び完了に当って、発注者の契約約款に定めるものの外、下記の書類を提出しなければならない。

（イ）着手届 （ロ）工程表 （ハ）管理技術者届 （ニ）職務分担表

（ホ）完了届 （ヘ）納品書 （ト）業務委託料請求書等

なお、承認された事項を変更しようとするときは、そのつど承認を受けるものとする。

1.9 管理技術者及び技術者

- (1) 受注者は、管理技術者及び技術者をもって、秩序正しく業務を行わせるとともに、高度な技術を要する部門については、相当の経験を有する技術者を配置しなければならない。
- (2) 管理技術者は、技術士（総合技術監理部門（下水道）、上下水道部門（下水道））、又は下水道法に規定された資格を有するものとし、業務の全般にわたり技術的管理を行わなければならない。なお、主要な設計協議ならびに現地調査に出席しなければならない。
- (3) 受注者は、業務の進捗を図るため、契約に基づく必要な技術者を配置しなければならない。

1.10 工程管理

受注者は、工程に変更を生じた場合には、速やかに変更工程表を提出し、協議しなければならない。

1.11 成果品の審査及び納品

- (1) 受注者は、成果品完成後に 発注者 の審査を受けなければならない。
- (2) 成果品の審査において、訂正を指示された箇所は、ただちに訂正しなければならない。
- (3) 業務の審査に合格後、成果品一式を納品し、 発注者 の検査員の検査をもって、業務の完了とする。
- (4) 業務完了後において、明らかに受注者の責に伴う業務のかしが発見された場合、受注者はただちに当該業務の修正を行わなければならない。

1.12 関係官公庁等との協議

受注者は、関係官公庁等と協議を必要とするとき又は協議を受けたときは、誠意をもってこれに当り、この内容を遅滞なく報告しなければならない。

1.13 証明書の交付

必要な証明書及び申請書の交付は、受注者の申請による。

1.14 疑義の解釈

本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、又は本仕様書に定めのない事項は、 発注者 と受注者の協議により、疑義の解消を図るものとする。

第2章 スtockマネジメント修繕・改築計画（ポンプ場）

ストックマネジメント修繕・改築計画（ポンプ場）は、長期的視点で下水道施設全体の今後の老朽化の進捗状況を考慮し、リスク評価等による優先順位付けを行ったうえで、施設の点検・調査、修繕・改築を実施し、施設全体を対象とした施設管理を最適化することを目的として策定する。

2.1 点検・調査の実施

点検・調査計画に基づき、健全度の設定に必要な調査を実施する。

点検・調査情報を取りまとめ、定期的見直しによる精度向上に活用する。

2.2 修繕・改築計画の策定

基本方針では、点検・調査結果に基づき施設の劣化状況を把握し、長期的な改築事業のシナリオ設定を踏まえ、事業計画期間を勘案し、概ね5～7年程度における改築の優先順位を設定する。

実施計画では、どの施設を、いつ、どのように、どの程度の費用をかけて、修繕・改築を行うかを検討する。

(1) (基本方針) 診断・対策の必要性の検討

健全度の評価のため、判断基準を設定し、現在の健全度を評価する。また、診断結果及び点検結果に基づき、対策の必要性を検討する。

(2) (基本方針) 優先順位の検討

機能向上に関する事業など関連計画を考慮して、修繕・改築に関する優先順位を検討する。また、ポンプ場設備の優先順位の設定あたり、設備群としてまとまった修繕・改築を実施した方が効率的な場合には、設備群単位で優先順位を調整する。

(3) (実施計画) 対策範囲の検討

基本方針で、対策が必要と位置づけた設備について、修繕か改築かを判定する。

なお、修繕か改築かの判定結果に加え、設備の重要度や最適な改築シナリオの事業費等を考慮して、5～7年の対策範囲を設定する。

(4) (実施計画) 長寿命化対策検討対象設備の選定

管理方法（状態監視保全、時間計画保全、事後保全）を踏まえた、長寿命化対策検討対象設備を選定する。

(5) (実施計画) 改築方法の検討

対策が必要とされた長寿命化対策検討対象設備は、必要に応じてライフサイクルコストの比較を行い、更新あるいは長寿命化対策を選定する。

また、個々の設備の対策に加え、必要に応じ設備群として（省エネルギー、省資源化、効率化等）総合的な検討を行う。

(6) (実施計画) 実施時期と概算費用の検討

(3) を踏まえた修繕・改築計画を策定する。

(7) (実施計画) 修繕・改築計画のとりまとめ

(1) ～ (6) の検討結果を修繕・改築計画として取りまとめる。

2.3 関係機関への説明資料作成

ポンプ場施設のストックマネジメント修繕・改築計画の策定にあたり、住民及び財政部局や議会等関係機関にその内容を説明し意見聴衆等を行うなど、理解と協力を得るための方策を検討する。

また、方策の実行に必要な説明資料等を作成する。

2.4 報告書作成

本業務で、収集した資料、各種検討内容を整理し、報告書として取りまとめる。

2.5 設計協議

協議・報告は事前協議、中間報告、最終報告とする。なお、中間報告の実施時期の詳細は担当職員と協議するものとする。

第3章 照査

3.1 照査の目的

受注者は業務を施行する上で技術資料等の諸情報を活用し、十分な比較検討を行うことにより、業務の高い質を確保することに努めるとともに、さらに照査を実施し、設計図書に誤りがないよう努めなければならない。

3.2 照査の体制

受注者は遺漏なき照査を実施するため、相当な技術経験を有する照査技術者を配置しなければならない。

3.3 照査事項

受注者は設計全般にわたり、以下に示す事項について、照査を実施しなければならない。

- (1) 情報収集の内容及び課題の把握・整理内容に関する照査
- (2) 検討方法及びその内容に関する照査
- (3) 機械設計、電気設計の各相互間における整合性に関する照査
- (4) 計画の妥当性（方針、設定条件等）の照査
- (5) 上位計画、地震対策計画、浸水対策計画、合流改善計画等との相互間における整合性に関する照査

第4章 提出図書

4.1 提出図書

- (1) 提出すべき成果品とその部数は次の通りとする。なお製本はすべて白焼きとする。

図書名	形状寸法・提出部数
(イ) 報告書	A4・3部
(ロ) 改築・修繕計画図	原図一式・白焼き3部
(ハ) 打合せ議事録	A4・3部
(ニ) その他参考資料	原稿一式
(ホ) 上記図書の電子成果品	CD-R 又は DVD-R 一式

- (2) 成果品の作成に当たっては、その編集方法についてあらかじめ発注者と協議する。
- (3) 製本はすべて表紙、背表紙ともにタイトルをつけ、直接印刷したものとする。

第5章 参考図書

5.1 参考図書

業務は、下記に掲げる最新版図書を参考にして行うものとする。

- (1) 下水道事業のストックマネジメント実施に関するガイドライン（国土交通省）
- (2) 下水道施設計画設計指針と解説（日本下水道協会）
- (3) 下水道維持管理指針（日本下水道協会）
- (4) 下水道施設の耐震対策指針と解説（日本下水道協会）
- (5) 合流式下水道改善対策指針と解説（日本下水道協会）
- (6) 下水道コンクリート構造物の腐食抑制技術及び防食技術マニュアル（日本下水道事業団）

〔2〕 特記仕様書

1. 特記仕様書の適用範囲

この仕様書は、「松島町公共下水道ストックマネジメント計画策定業務委託一般仕様書 第1章1.1、及び1.2 に定める特記仕様書」とし、この仕様書に記載されていない事項は前記標準仕様書による。

2. 業務委託の対象

2.1.1 分流式汚水中継ポンプ場

(1) 名 称	松島町汚水中継ポンプ場	
(2) 位 置	松島町松島字小梨屋地内	
(3) 下水排除方式	分流式	
(4) 能力 (m ³ /秒)	計画時間最大汚水量	0.09
	既設能力	0.09
(5) 供用開始年	平成2年	

2.1.2 分流式雨水ポンプ場

(1) 名 称	新町雨水ポンプ場	
(2) 位 置	松島町高城字町地内	
(3) 下水排除方式	分流式	
(4) 能力 (m ³ /秒)	計画雨水量	3.5
	既設能力	3.5
(5) 供用開始年	平成4年	

(1) 名 称	帰命院雨水ポンプ場	
(2) 位 置	松島町高城字帰命院下一地内	
(3) 下水排除方式	分流式	
(4) 能力 (m ³ /秒)	計画雨水量	1.887
	既設能力	1.887
(5) 供用開始年	昭和61年	

(1) 名 称	迎山雨水ポンプ場	
(2) 位 置	松島町高城字愛宕一地内	
(3) 下水排除方式	分流式	
(4) 能力 (m ³ /秒)	計画雨水量	1.037
	既設能力	1.037
(5) 供用開始年	昭和58年	

3. その他特記事項

<参考>

(1) 作業内容

松島町汚水中継ポンプ場・新町雨水ポンプ場・帰命院雨水ポンプ場・迎山雨水ポンプ場

作業内容	作業の有・無	備考
1. 施設情報の収集・整理		
2. リスクの評価		
3. 施設管理の目標設定		
4. 長期的な改築事業シナリオ設定		
5. 点検・調査計画の策定		
6. 点検・調査の実施	○	
7. 修繕・改築計画の策定	○	
8. 関係機関への説明資料作成		
9. 照査	○	
10. 報告書作成	○	

(2) ポンプ場施設の工種及び対策対象施設

松島町汚水中継ポンプ場

施設名	土木	建築	機械	電気	備考
流入きょ					
沈砂池・ポンプ室					
ポンプ室			○	○	
流出きょ					
吐口					

新町雨水ポンプ場

施設名	土木	建築	機械	電気	備考
流入きょ			○		
沈砂池・ポンプ室					
ポンプ室			○	○	
流出きょ			○		
吐口					

帰命院雨水ポンプ場

施設名	土木	建築	機械	電気	備考
流入きょ		—			
沈砂池・ポンプ室		—			
ポンプ室		—	○	○	
流出きょ		—			
吐口		—			

迎山雨水ポンプ場

施設名	土木	建築	機械	電気	備考
流入きよ					
沈砂池・ポンプ室					
ポンプ室			○	○	
流出きよ					
吐口					

(3) ポンプ場施設の対策数量

松島町汚水中継ポンプ場

施設名	土木		建築		機械		電気		備考
	既設数量	対象施設数量	既設数量	対象施設数量	既設数量	対象施設数量	既設数量	対象施設数量	
流入きよ									
沈砂池・ポンプ室									
ポンプ室					3台	3台	一式	一式	
流出きよ									
吐口									

新町雨水ポンプ場

施設名	土木		建築		機械		電気		備考
	既設数量	対象施設数量	既設数量	対象施設数量	既設数量	対象施設数量	既設数量	対象施設数量	
流入きよ					一式	一式			
沈砂池・ポンプ室									
ポンプ室					3台	3台	一式	一式	
流出きよ					一式	一式			
吐口									

帰命院雨水ポンプ場

施設名	土木		建築		機械		電気		備考
	既設数量	対象施設数量	既設数量	対象施設数量	既設数量	対象施設数量	既設数量	対象施設数量	
流入きよ			—	—					
沈砂池・ポンプ室			—	—					
ポンプ室			—	—	3台	3台	一式	一式	
流出きよ			—	—					
吐口			—	—					

迎山雨水ポンプ場

施設名	土木		建築		機械		電気		備考
	既設数量	対象施設数量	既設数量	対象施設数量	既設数量	対象施設数量	既設数量	対象施設数量	
流入きょ									
沈砂池・ポンプ室									
ポンプ室					3台	3台	一式	一式	
流出きょ									
吐口									

既設数量：既設の設計水量、池数、台数等

対策施設数量：今回の対策施設の設計数量、池数、台数等

(4) 施設情報(台帳)

施設情報(台帳)		今回業務対象	
施設情報(台帳)	有	電子データ	—
施設情報(台帳)	無	—	新規作成

松島町公共下水道ストックマネジメント計画策定業務委託

管路施設

〔1〕一般仕様書

第1章 総則

1.1 業務の目的

本委託業務（以下、「業務」という。）では、本仕様書に基づいて、特記仕様書に示す委託対象施設について、リスク評価を踏まえ、明確かつ具体的な施設管理目標及び長期的な改築シナリオを設定した点検・調査計画を基に修繕・改築計画を策定することを目的とする。

1.2 一般仕様書の適用範囲

業務は、本仕様書に従い施行しなければならない。ただし、特別な仕様については、特記仕様書に定める仕様に従い施行しなければならない。

1.3 費用の負担

業務の検査等に伴う必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても、原則として受注者の負担とする。

1.4 法令等の遵守

受注者は、業務の実施に当たり、関連する法令等を遵守しなければならない。

1.5 中立性の保持

受注者は、常にコンサルタントとしての中立性を保持するよう努めなければならない。

1.6 秘密の保持

受注者は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

1.7 公益確保の義務

受注者は、業務を行うに当っては公共の安全、環境の保全、その他の公益を害することの無いように努めなければならない。

1.8 提出書類

受注者は、業務の着手及び完了に当って、発注者の契約約款に定めるものの外、下記の書類を提出しなければならない。

（イ）着手届 （ロ）工程表 （ハ）管理技術者届 （ニ）職務分担表

（ホ）完了届 （ヘ）納品書 （ト）業務委託料請求書等

なお、承認された事項を変更しようとするときは、そのつど承認を受けるものとする。

1.9 管理技術者及び技術者

- (1) 受注者は、管理技術者及び技術者をもって、秩序正しく業務を行わせるとともに、高度な技術を要する部門については、相当の経験を有する技術者を配置しなければならない。
- (2) 管理技術者は、技術士（総合技術監理部門（下水道）、上下水道部門（下水道））、又は下水道法に規定された資格を有するものとし、業務の全般にわたり技術的管理を行わなければならない。なお、主要な設計協議ならびに現地踏査に出席しなければならない。
- (3) 受注者は、業務の進捗を図るため、契約に基づく必要な技術者を配置しなければならない。

1.10 工程管理

受注者は、工程に変更を生じた場合には、速やかに変更工程表を提出し、協議しなければならない。

1.11 成果品の審査及び納品

- (1) 受注者は、成果品完成後に 発注者 の審査を受けなければならない。
- (2) 成果品の審査において、訂正を指示された箇所は、ただちに訂正しなければならない。
- (3) 業務の審査に合格後、成果品一式を納品し、 発注者 の検査員の検査をもって、業務の完了とする。
- (4) 業務完了後において、明らかに受注者の責に伴う業務のかしが発見された場合、受注者はただちに当該業務の修正を行わなければならない。

1.12 関係官公庁等との協議

受注者は、関係官公庁等と協議を必要とするとき又は協議を受けたときは、誠意をもってこれにあたり、この内容を遅滞なく報告しなければならない。

1.13 証明書の交付

必要な証明書及び申請書の交付は、受注者の申請による。

1.14 疑義の解釈

本仕様書に定める事項について、疑義を生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、発注者、受注者協議の上、これを定める。

第3章 スtockマネジメント修繕・改築計画（管路施設）

ストックマネジメント修繕・改築計画（管路施設）は、長期的視点で下水道施設全体の今後の老朽化の進捗状況を考慮し、リスク評価等による優先順位付けを行ったうえで、修繕・改築を実施し、施設全体を対象とした施設管理を最適化することを目的として策定する。

3.1 修繕・改築計画の策定

点検・調査結果に基づき施設の劣化状況を把握し、長期的な改築事業のシナリオ設定を踏まえ、事業計画期間を勘案し、概ね5～7年程度における改築の優先順位を設定する。また、実施計画では、どの施設を、いつ、どのように、どの程度の費用をかけて、修繕・改築を行うかを検討する。

(1) 診断

診断は、管路施設の異常の程度を評価し、対策の要否及び緊急度を明らかにするもので、潜行目視

調査、マンホール目視調査又はTVカメラ調査等の結果から、以下の手順で実施する。

(イ) 異常の程度の評価

異常の程度の評価基準に基づき、異常の程度を評価する。

(ロ) 緊急度・健全度の判定

異常の程度の評価結果を整理し、対策の緊急度・健全度の判定及び対策の要否(維持又は対策)の判定を行う。

(2) 対策の必要性検討

診断により判定された健全度・緊急度と、長期的な改築事業のシナリオを踏まえ、対策の必要性を検討する。

(3) 修繕・改築の優先順位の検討

従来の施設整備事業や地震・津波対策及び浸水対策事業などの機能向上に関する他計画を考慮し、リスク評価結果を踏まえて修繕・改築の優先順位を検討する。

(4) 対策範囲の検討

優先順位を踏まえた修繕・改築対策が必要と位置づけたスパンについて、修繕か改築かを判定する。

(5) 長寿命化対策検討対象施設の選定

長寿命化対策の検討対象とする施設を選定し、現場状況、劣化状況に応じた長寿命化対策工法の有無の確認を行い、長寿命化対策を検討する必要性を確認する。

(6) 改築方法の検討

改築と判定した管路施設を整理し、更新(布設替え工法)か長寿命化対策(更生工法)かを選定する。また、ライフサイクルコストを算定し、長寿命化対策の実施効果を検証する。

(7) 実施時期の設定及び概算費用の算出

長寿命化対象施設及び長寿命化計画対象区域内の更新や修繕に必要な事業量の算出と概ね5～7年程度の実施時期を設定する。また、事業計画期間内に改築する管路施設の対象延長及び施工方法を整理し、年度別事業量、年度割概算事業費を算出する。

(8) 修繕・改築計画のとりまとめ

(1)～(7)の検討結果及び他事業との整合を勘案した修繕・改築計画としてとりまとめる。

3.2 関係機関への説明資料作成

管路施設ストックマネジメント修繕・改築計画の策定にあたり、住民及び財政部局や議会等関係機関にその内容を説明し意見聴取等を行うなど、理解と協力を得るための方策を検討する。

また、方策の実行に必要な説明資料等を作成する。

3.3 報告書作成

本業務で、収集した資料、各種検討内容を整理し、報告書として取りまとめる。

第4章 照査

4.1 照査の目的

受注者は業務を施行する上で技術資料等の諸情報を活用し、十分な比較検討を行うことにより、業務の高い質を確保することに努めるとともに、さらに照査を実施し、設計図書に誤りがないよう努めなければならない。

4.2 照査の体制

受注者は遺漏なき照査を実施するため、相当な技術経験を有する照査技術者を配置しなければならない。

4.3 照査事項

受注者は設計全般にわたり、以下に示す事項について、照査を実施しなければならない。

- (1) 情報収集の内容及び課題の把握・整理内容に関する照査
- (2) 検討の方法及びその内容に関する照査
- (3) 計画の妥当性（方針、設定条件等）の照査
- (4) 上位計画、地震対策計画、浸水対策計画、合流改善計画等との相互間における整合性に関する照査

第5章 提出図書

5.1 提出図書

- (1) 提出すべき成果品とその部数は次のとおりとする。なお、製本はすべて白焼とする。

図書名 形状寸法・提出部数

- (イ) 報告書 A4・3部
 - (ロ) 修繕・改築計画図 原図一式・白焼き3部
 - (ハ) 打合せ議事録 A4・3部
 - (ニ) その他参考資料 原稿 一式
 - (ホ) 上記図書の電子成果品 CD-R 又はDVD-R 一式
- (2) 成果品の作成にあたっては、その編集方法についてあらかじめ発注者と協議する。
 - (3) 製本はすべて表紙、背表紙ともタイトルをつけ、直接印刷したものとする。

第6章 参考図書

6.1 参考図書

業務は、下記に掲げる最新版図書を参考にして行うものとする。

- (1) 下水道事業のストックマネジメント実施に関するガイドライン（国土交通省）
- (2) 下水道管路施設の点検・調査マニュアル（案）（日本下水道協会）
- (3) 下水道施設計画設計指針と解説（日本下水道協会）
- (4) 下水道維持管理指針（日本下水道協会）
- (5) 下水道施設維持管理積算要領－管路施設編－（日本下水道協会）
- (6) 下水道施設の耐震対策指針と解説（日本下水道協会）
- (7) 管きょ更生工法における設計・施工管理ガイドライン（日本下水道協会）
- (8) 下水管路施設ストックマネジメントの手引き（日本下水道協会）
- (9) 下水道用マンホール蓋の維持管理マニュアル（案）（日本下水道協会）
- (10) 下水道管路施設テレビカメラ調査マニュアル（案）（日本下水道協会）
- (11) 下水道管路改築・修繕事業技術資料～調査から施工管理まで～（日本下水道新技術機構）
- (12) 管きょ更生工法の品質管理技術資料（日本下水道新技術機構）

- (13) 管きょ更生工法（二層構造管）技術資料（日本下水道新技術機構）
- (14) 下水道用マンホールふたの計画的な維持管理と改築に関する技術マニュアル（日本下水道新技術機構）
- (15) 下水道管路施設維持管理マニュアル（日本下水道管路管理業協会）
- (16) 下水道管路施設維持管理積算資料（日本下水道管路管理業協会）
- (17) マンホールの改築及び修繕に関する設計の手引き（案）（日本下水道管路管理業協会）
- (18) 管きょの修繕に関する手引き（案）（日本下水道管路管理業協会）
- (19) 取付け管の更生工法による設計の手引き（案）（日本下水道管路管理業協会）
- (20) 下水道コンクリート構造物の腐食抑制技術及び防食技術指針・同マニュアル（下水道事業支援センター）
- (21) 下水道管路施設改築・修繕に関するコンサルティング・マニュアル（案）（管路診断コンサルタント協会）
- (22) 下水道管きょ改築・修繕にかかる調査・診断・設計実務必携（管路診断コンサルタント協会編集（経済調査会））

〔2〕 特記仕様書

1. 特記仕様書の適用範囲

この仕様書は「ストックマネジメント計画策定業務委託一般仕様書」（以下、「一般仕様書」という。）の第1章 1.1 及び 1.2 に定める特記仕様書とし、この仕様書に記載されていない事項は、前記一般仕様書による。

2. 業務の対象

(1) 委託箇所

(2) 委託対象施設

(イ) 管路施設ストックマネジメント修繕・改築計画

管路施設	対象の有無等
対象区域面積	106 h a
延長	合流 km 汚水 0.5km 雨水 km
マンホール	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>
マンホールふた	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>
取付管	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>
ます	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>

(3) 設計条件項目

設計条件項目表（参考）による。

設計条件項目表（参考）

作業項目		設計条件	
施設情報の収集・整理	施設情報収集・整理	有	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>
	施設情報の電子データ化	有	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>
	現地踏査	有	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>
リスクの評価	リスクの特定	有	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>
	被害規模の検討	有	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>
	発生確率の検討	有	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>
	リスクの評価	有	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>
施設管理の目標設定		有	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>
長期的な改築事業のシナリオ設定	管理方法の選定	有	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>
	改築条件の設定	有	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>
	最適な改築シナリオの選定	有	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>
	長期的な改築事業のシナリオ設定のとりまとめ	有	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>
点検・調査計画の	環境区分の設定	有	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>

策定	点検・調査頻度の検討	有	<input type="checkbox"/> 無
	優先順位の検討	有	<input type="checkbox"/> 無
	点検・調査における単位・項目の検討	有	<input type="checkbox"/> 無
	点検・調査対象施設・実施時期の設定	有	<input type="checkbox"/> 無
	点検・調査方法の検討	有	<input type="checkbox"/> 無
	概算費用の算定	有	<input type="checkbox"/> 無
	点検・調査計画のとりまとめ	有	<input type="checkbox"/> 無
点検・調査の実施		設計条件項目表（その2）のとおり	
修繕・改築計画の策定		設計条件項目表（その2）のとおり	
関係機関への説明資料作成		<input checked="" type="checkbox"/> 有	無
報告書作成		<input checked="" type="checkbox"/> 有	無
設計協議		中間打合せ	1回
関係機関協議			0回
貸与資料	点検・調査データ	<input checked="" type="checkbox"/> 有（貸与形式： <input checked="" type="checkbox"/> 紙・ <input type="checkbox"/> 電子データ）・無	
	管路施設データ	<input checked="" type="checkbox"/> 有（貸与形式： <input checked="" type="checkbox"/> 紙・ <input type="checkbox"/> 電子データ）・無	
	維持管理データ	<input checked="" type="checkbox"/> 有（貸与形式： <input checked="" type="checkbox"/> 紙・ <input type="checkbox"/> 電子データ）・無	

設計条件項目表（その2）（参考）

作業項目		設計条件	
点検・調査の実施		管渠	有 <input type="checkbox"/> 無
		マンホール	有 <input type="checkbox"/> 無
		マンホールふた	有 <input type="checkbox"/> 無
		取付管	有 <input type="checkbox"/> 無
		ます	有 <input type="checkbox"/> 無
診断	異常の程度の評価	管渠	<input checked="" type="checkbox"/> 有 無
		マンホール	有 <input type="checkbox"/> 無
		マンホールふた	有 <input type="checkbox"/> 無
		取付管	有 <input type="checkbox"/> 無
		ます	有 <input type="checkbox"/> 無
	緊急度・健全度の判定	管渠	<input checked="" type="checkbox"/> 有 無
		マンホール	有 <input type="checkbox"/> 無
		マンホールふた	有 <input type="checkbox"/> 無
		取付管	有 <input type="checkbox"/> 無
		ます	有 <input type="checkbox"/> 無
対策の必要性検討		<input checked="" type="checkbox"/> 有	無
修繕・改築の優先順位の検討		有	<input type="checkbox"/> 無
対策範囲の検討		<input checked="" type="checkbox"/> 有	無
長寿命化対策検討対象施設の選定		有	<input type="checkbox"/> 無
改築方法の検討	改築方法の選定	有	<input type="checkbox"/> 無

	ライフサイクルコスト改善額の算定	<input checked="" type="checkbox"/> 有	無
実施時期の設定 及び概算費用の 算出	事業量の算出と実施時期の設定	<input checked="" type="checkbox"/> 有	無
	計画期間内の概算費用の算出	<input checked="" type="checkbox"/> 有	無
修繕・改築計画のとりまとめ		<input checked="" type="checkbox"/> 有	無

